

ふるさと納税の返礼品に係る総務大臣通知への対応について

総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付総税市第28号)を受け、本市の返礼品の取扱いについて以下のとおり対応しますのでお知らせします。

1 通知の内容及び本市の対応

	通知の主な内容	本市の現状	対応
(1)	資産性の高いもの又は価格が高額のもの送付しない。	100万円以上の寄附に対し、「光電式レコード針」又は「照明器具 舞」を送付し、120万円以上の寄附に対し、「照明器具 まほろび」を送付している。	左記の3品は取り止める。
(2)	寄附額に対する返礼品の調達価格の割合を3割以下とする。	返礼品代と送料等をあわせて4割を返礼品の事業者を支払っている。	寄附額に対し、返礼品代を3割とする。
(3)	当該地方団体の住民に対し返礼品を送付しない。	市外・市内住民いずれも返礼品を送付している。	市内住民へは送付しない。

2 見直し時期

- (1) 上記1の対応は平成29年12月1日以降の寄附申出分より開始します。
- (2) 上記1(1)の3品及び市内住民への返礼品の送付は平成29年11月末までの寄附申出分とします。

3 今後の対応

- (1) 上記の対応について、既存の返礼品取扱事業者へ周知するとともに、新たに返礼品取扱事業者を募集し、返礼品の拡充を図ります。
- (2) 平成29年9月に返礼品取扱事業者向け説明会を開催する予定です。